

エコマーク類型・基準制定委員会等の改組について（案）

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局**1. 類型・基準制定委員会等の改組の背景および目的**

類型・基準制定委員会は、①商品類型の選定・見直し・廃止、②認定基準書の制定・改定、③その他付随する事項を担っている。①ではエコマークをどのような分野に展開していくかを検討し、②では認定基準を介して環境負荷低減レベルを検討するものであり、本委員会はエコマーク事業の中で中核的な位置を占めている。

2007年（平成19年）策定のエコマーク新中期計画では、エコマーク対象分野の拡充を目標に掲げ、事業の推進を強化するために委員会体制・事務局体制を見直すこととしている。前者については、同年9月にガイドラインを改定し、「新規商品類型提案を随時受け付けて直近の委員会で審議」する方式から、「優先度の高い商品類型を戦略的に選定するよう、年に一度、期間を定めて広く一般から提案を募集し、集中的に審議」する方式に改めた。しかし、商品類型の選定と、基準の制改定という2つの大きな審議事項を抱える類型・基準制定委員会において、商品類型の戦略的な検討は、十分に議論を尽くせていない状況にある。商品類型の検討の充実が必要であり、さらには商品類型の検討に特化した議論の場が必要と考えられる。後者については、事務局組織の変更について実施済みである。

また、昨年運営委員会の下に設けられ議論を行ったエコマークアクション・パネルにおいても、商品類型の拡大・検討の重要性が指摘され、委員会制度の見直しについて言及された。

2. 類型・基準制定委員会等の改組の基本方針

現在の類型・基準制定委員会が所掌する、①商品類型選定・見直しと、②基準の制・改定という役割の異なる2つの機能を分化させ、それぞれの所掌事項に特化した2つの委員会に再編成することとしたい。

前者の所掌事項を持つ委員会には、新たにエコマークの普及・促進戦略に関する立案を所掌事項に組み込むことで、エコマーク事業全体を見据えた戦略立案を可能としたい。

併せて、これまで類型・基準制定委員会の下部組織として、認定基準策定の都度設置してきたワーキンググループは廃止し、役割分担を明確にした商品分野別の基準策定委員会として再編成することとしたい。

3. 新委員会体制の概要（①所掌事項、②委員構成）

委員会体制に関する検討結果を「エコマーク商品類型・認定基準の制改定等に関する諸ガイドラインおよび規程」（案）として整理した（→運営委 24-4-2）。また、新旧の委員会体制を比較して、P4に図示した。新委員会体制の変更のポイントは、類型・基準制定委員会を、企画戦略委員会と基準審議委員会に機能別に再編成することであり、あわせてワーキンググループを委員会に昇格させるものである。

企画戦略委員会と基準審議委員会の役割、委員構成のポイントは下記のとおりである。

1) 企画戦略委員会

- ①戦略的な商品類型選定、エコマークの普及戦略の立案
- ②学識者、有識者、消費者問題専門家、関係行政機関など 10 名以下で構成

2) 基準審議委員会

- ①認定基準案（軽微な改定を含む）に対する専門的見地からの精査、検証
- ②環境保全、LCA、資源循環、化学物質、生物多様性などに関する学識者、関係行政機関、消費者問題専門家など 10 名以下で構成

3) 商品分野別 個別基準策定委員会 ※他の委員会から独立（下部組織でない）

- ①認定基準案の作成、認定基準に関する技術的解釈
- ②商品類型に関する供給者、消費者および中立機関の専門家や有識者で構成

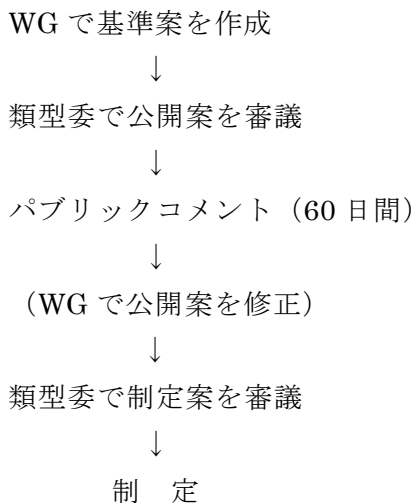
（詳細については、運営委 24-4-2「エコマーク商品類型・認定基準の制改定等に関する諸ガイドラインおよび規程」（案）を参照下さい。）

4. その他の改定ポイント

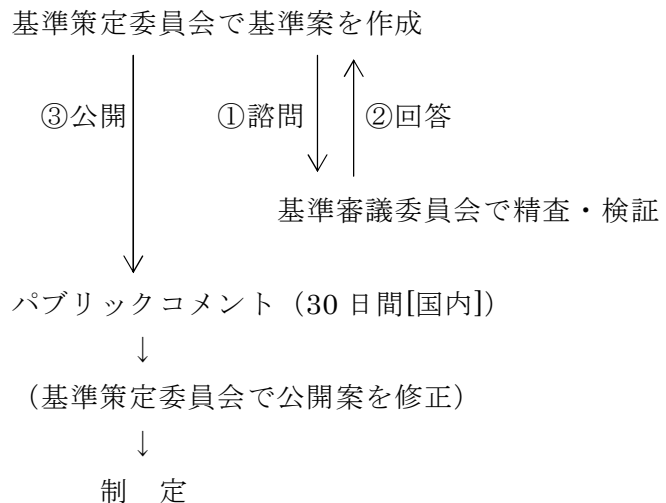
- ①基準の制改定プロセスの変更（下図参照）
- ②パブリックコメント期間を 60 日間→30 日間に短縮（国内対象のみ）
- ③「10 年」の再任規定を削除

○基準策定のプロセス

変更前

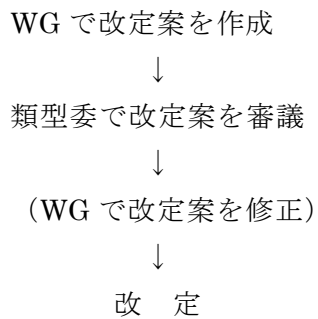


変更後

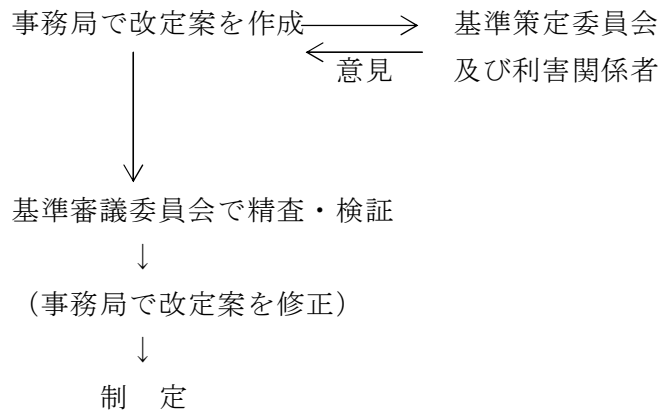


○軽微な改定のプロセス

変更前



変更後



5. 今後のスケジュール

類型・基準制定委員会の同意を経て、本委員会（第24回運営委員会）に諮るもの。
本委員会の承認を得て、新年度から新委員会体制に移行したい。

以上

エコマーク事業における委員会制度の一部変更(類型・基準制定委員会の機能再編)

現状

変更後(案)

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局

エコマーク運営委員会【常設】

開催頻度	年2回
委員	・15～25名(公開) ・①環境保全に関する学識者、②関係行政機関、消費者関係団体、事業者関係団体の有識者
職掌事項	・実施計画および予算の審議 ・事業実施要領の制定・見直し ・類型基準制定委員会、審査委員会ガイドラインの制定・見直し ・その他運営に関する事項の審議
委員会資料	公開

エコマーク運営委員会【常設】

開催頻度	年2回
委員	・15～25名(公開) ・①環境保全に関する学識者、②関係行政機関、消費者関係団体、事業者関係団体の有識者
職掌事項	・実施計画および予算の審議 ・事業実施要領の制定・見直し ・類型基準制定委員会、審査委員会ガイドラインの制定・見直し ・その他運営に関する事項の審議
委員会資料	公開

エコマーク類型・基準制定委員会【常設】

開催頻度	年6回程度
委員	・15～25名(公開) ・①環境保全に関する学識者、②関係行政機関、消費者関係団体、事業者関係団体の専門家、有識者 ・任期1年
職掌事項	・商品類型の選定・見直し・廃止 ・認定基準書の制定・改定 ・その他付随する事項
委員会資料	公開

企画戦略委員会【常設】(立案機関)

開催頻度	(年6回程度が目標)
委員	・10名以内(公開) ・①環境保全、環境教育、環境経済、グリーン購入の学識者、②行政機関、消費者問題専門家などの有識者、③事務局 ・任期1年
職掌事項	・エコマーク普及、促進戦略の立案【新】 ・商品類型の選定・見直し・廃止 ・その他付随する事項
委員会資料	決定事項は公開

基準審議委員会【常設】(諮問機関)

開催頻度	(年3回程度が目標)
委員	・10名以内 ・①環境保全、LCA、資源循環、化学物質、生物多様性に関する学識者、②行政機関、消費者問題専門家などの有識者 ・任期1年
職掌事項	・認定基準案に対する専門的見地からの精査、検証 ・認定基準書の軽微な改定に対する専門的見地からの精査、検証 ・その他付随する事項
委員会資料	公開

ワーキンググループ【商品類型毎に設置、類型委の下部組織】

開催頻度	全3～5回
委員	・3名以上(非公開) ・商品類型に関する供給者、消費者、中立機関の専門家や有識者 ・任期 新WG設置まで
職掌事項	認定基準案の作成 認定基準に関する技術的解釈
委員会資料	非公開(議論は解説に記述、反映)

商品分野別基準策定委員会【商品類型毎に設置】(立案機関)

開催頻度	全3～5回開催
委員	・3名以上(非公開) ・商品類型に関する供給者、消費者、中立機関の専門家や有識者 ・任期 基準制定まで
職掌事項	認定基準案の作成 認定基準に関する技術的解釈
委員会資料	非公開(議論は解説に記述、反映)

エコマーク審査委員会【常設】

開催頻度	年12回開催
委員	・5～10名(非公開) ・環境負荷の評価、低減対策の中立機関の専門家や有識者 ・任期1年
職掌事項	エコマーク商品の認定に関する審査
委員会資料	非公開

エコマーク審査委員会【常設】

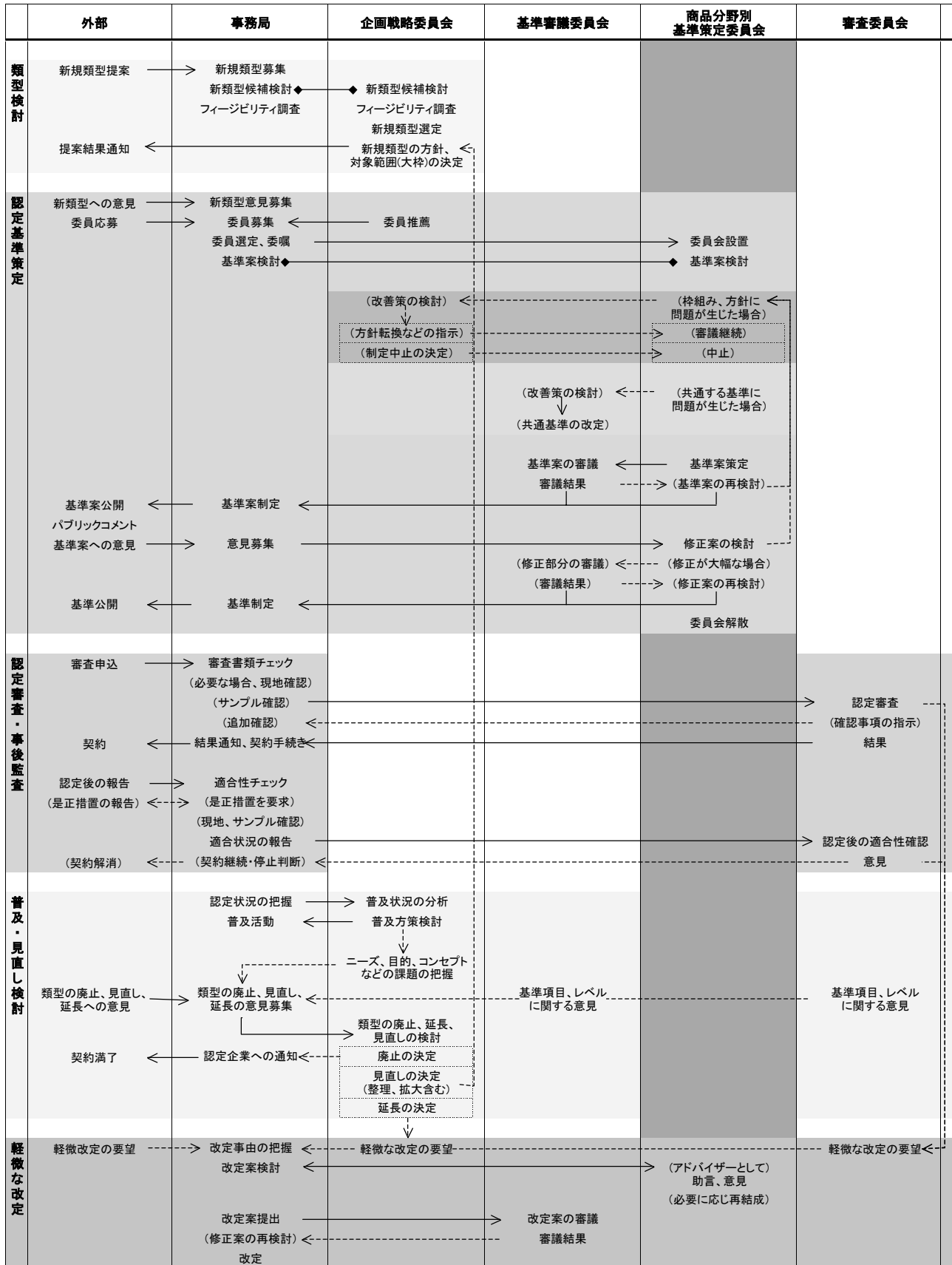
開催頻度	年12回開催
委員	・5～10名(非公開) ・環境負荷の評価、低減対策の中立機関の専門家や有識者 ・任期1年
職掌事項	エコマーク商品の認定に関する審査
委員会資料	非公開

エコマーク懇談会

エコマーク懇談会

注:「委員」欄、「職掌事項」欄の記述は、ガイドライン・規程(現行ならびに今回提出案)の記述にしたがっている。

(参考図)委員会役割分担のフロー図



(参考) エコマーク事業の規程類の現状

エコマーク事業の規程類の整備状況については、下記のとおりである。

I. エコマーク事業実施要領

第1章 総則

1. エコマーク事業の目的
2. エコマークの対象となる商品の基本的な要件
3. エコマーク事業の運営体制

第2章 エコマーク商品類型の選定と認定基準の策定

4. エコマーク商品類型の選定
5. 認定基準の策定
6. 商品類型および認定基準の見直し

第3章 エコマーク商品の認定

7. エコマーク商品の認定要件
8. エコマーク商品の認定手続き
9. エコマーク商品認定の有効期間

第4章 エコマークの使用

10. エコマークの使用契約
11. エコマーク使用規定
12. エコマークの商標権、他

今回対象範囲

II. エコマーク運営委員会規程

III. エコマーク類型・基準制定委員会に関する諸ガイドラインおよび規程

1. 目的

2. ガイドライン

I. 商品類型の選定

- I-1. 商品類型選定の方針
- I-2. 商品類型選定の手順

II. 認定基準の策定

- II-1. 認定基準策定の方針
- II-2. 認定基準策定の手順
- II-3. 認定基準書の記述範囲とその様式

III. 商品類型の見直し

- III-1. 商品類型見直しの方針
- III-2. 商品類型見直しおよび認定基準書の軽微な改定の手順

3. 規程

- I. エコマーク類型・基準制定委員会規程
- II. ワーキンググループ規程

今回対象範囲

IV. エコマーク審査委員会に関する諸ガイドラインおよび規程

1. 本ガイドライン等の目的
2. 商品認定および基準の改廃
 - 2.1 商品認定審査手順書
 - 2.1 品質に関する基準の改廃時時の手順書
3. エコマーク審査委員会規程

(参考) エコマークの委員会制度の変遷

1. 平成元年（1989年）2月【事業開始】から

- ・エコマーク推進委員会
- ・エコマーク専門委員会

2. 平成11年（1999年）5月から

- ・エコマーク運営委員会
- ・エコマーク類型・基準制定委員会
- ・エコマーク審査委員会

エコマーク ニュース No.13(1999年5月20日発行)より抜粋

本年4月1日をもって、エコマーク制度が遵守すべきタイプI環境ラベル表示のISO規格が制定されました。(注:ISO14024のこと)

エコマーク事業では、この規格に沿ってより適正な運営を図るため、第24回エコマーク推進委員会(座長:森脇昭夫、上智大学教授)で事業実施要領の改定について審議され、その結果、別添資料のような改定を行うことが決まりました。(99年5月1日制定)

具体的には、従来の「エコマーク推進委員会」および「エコマーク専門委員会」を廃止し、「エコマーク運営委員会」、「エコマーク類型・基準制定委員会」および「エコマーク審査委員会」等を設けることにしました。

詳しくは別添資料1の「エコマーク事業実施要領(99年5月1日改定版)」および別添資料2の「(参考資料2)エコマーク商品認定までの手続き」中の太字アンダーラインで示した変更部分を参照してください。